

平成 31 年 2 月 28 日
科 発 0228 第 2 号

関 係 大 学 の 長
関 係 施 設 等 機 関 等 の 長
関 係 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
都 道 府 縿 知 事 殿
特 別 区 の 長
保 健 所 設 置 市 の 長
各 関 係 団 体 の 長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の全部改正について（通知）

遺伝子治療等臨床研究（以下「研究」という。）については、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号）により、その適正な実施を図ってきたところです。

今般、ゲノム編集技術の進歩により外部から遺伝子を導入せずに効率よく遺伝子を改変することが可能となっていること及び臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）等が施行されたことに伴い、同指針の見直しを行い、本日付で、遺伝子治療等臨床研究に関する指針の全部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 48 号。以下「改正告示」という。）を告示しましたので、下記のとおり通知します。

改正の趣旨は下記 1、主な改正点は下記 2 のとおりです。また、本改正に伴い、遺伝子治療等臨床研究指針について（平成 29 年 4 月 7 日付け科発 0407 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）は廃止します。

改正告示による改正後の遺伝子治療等臨床研究に関する指針（以下「新指針」という。）については、厚生労働省の補助金等の交付を受けて研究を行う場合に、これを遵守せず研究事業を実施した場合は、補助金の交付決定の取消し、返還等の処分を行うことがあるなど、引き続き厳格な運用を行う方針ですので、新指針が遵守されるよう、研究者等に周知徹底をお願いします。

記

1. 改正の趣旨について

近年のゲノム編集技術の進歩により、外部から遺伝子を導入せずに効率よく遺伝子を改変することが可能となっている。このため、ゲノム編集技術を用いた研究についてその適正な実施を確保すること、及び臨床研究法等の施行に伴い、同法の適用を受ける研究について、研究の特性に応じて実施を求めてきた手続を明確にすることを目的として、平成29年4月より、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針の見直しに関する専門委員会」において、指針等の見直しについて検討を行ってきた。今般、その検討結果及びパブリック・コメントにおける意見等を踏まえ、平成31年2月28日に改正告示を告示するとともに、同年4月1日から適用することとした。

2. 主な改正点について

(1) 用語の定義の見直し

「遺伝子治療等」の定義について、ゲノム編集技術を用いた研究も指針の適用範囲とするため、疾病の治療又は予防を目的とした以下のいずれかに該当する行為とした。

- ①遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与すること。
- ②特定の塩基配列を標的として人の遺伝子を改変すること。
- ③遺伝子を改変した細胞を人の体内に投与すること。

臨床研究法との整合性を取るために、「重篤な有害事象」の定義を改正した。

(2) 生殖細胞等の遺伝的改変の禁止

これまでにも人の生殖細胞又は胚を対象とした研究については、これを禁止していたが、「遺伝子治療等」の定義にゲノム編集技術を用いた研究を追加したことに併せて、その趣旨を明確化した。

(3) 研究計画書の記載事項

「遺伝子治療等」の定義の改正に伴い、研究計画書に記載する事項について、ゲノム編集技術を用いた研究に対応するため、遺伝子の改変に用いるタンパク質又は核酸等の情報についての項目を追加した。

(4) 厚生労働大臣に意見を求める手続

厚生労働大臣が研究の実施又は研究計画書の重大な変更に関し意見を求められた際に、研究の医療上の有用性及び倫理性について厚生科学審議会に意見を求める場合として、ゲノム編集技術を用いている場合を追加した。

(5) 臨床研究法に定める臨床研究に該当する研究に關し遵守すべき事項等の明確化

臨床研究法に定める臨床研究に該当する研究を実施する際に、臨床研究法の規定に加えて遵守すべき事項を、新指針第3章に規定した。遵守すべき事項は以下のとおりである。

1) 研究中の手続

研究責任者は、研究の実施に伴う有害事象の発生状況等について、倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重し、有害事象の発生状況、改善事項等に関して必要な措置を講

じるとともに、厚生労働大臣に報告しなければならないこと等とした。

2) 重篤な有害事象発生時の手続

臨床研究法においては、研究の実施に起因する「疾病等」が発生した場合には、その事象を厚生労働大臣等へ報告する手続が規定されているが、新指針では引き続き、「疾病等」のみならず、因果関係の有無を問わず、全ての好ましくない若しくは意図しない傷病又はその徵候についても厚生労働大臣への報告対象とした。

3) 審査に係る資料、被験者から取得した試料及び情報等の保管

臨床研究法では、臨床研究に関する記録を5年間保管することとされているが、新指針においては、倫理審査委員会における研究に関する審査資料の保管や、被験者から取得した資料及び情報等の保管期間を、引き続き10年間とした。

4) 厚生労働大臣へ意見を求める手続等

研究の実施又は研究計画書の重大な変更を行うに当たっては、研究機関の長から厚生労働大臣に意見を求めなければならないこととした。

5) インフォームド・コンセントを受ける手続等

外国にある者に研究に用いる試料・情報を提供する場合には、被験者等適切なインフォームド・コンセントを受けなければならないこととした。

3. Q & A等の作成について

新指針の各規定の解釈や具体的な手続の留意点等については、追ってQ & Aや様式例等を作成し、厚生労働省ホームページに掲載するので、適宜参照願いたい。

4. 指針運用窓口について

新指針の運用に関する疑義照会等については、下記に掲げる指針運用窓口において受け付けることとする。

なお、医学的又は技術的に専門的な事項にわたる内容については、必要に応じ専門家の意見も踏まえて対応する。

【指針運用窓口】

○厚生労働省大臣官房厚生科学課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

03-3595-2171（直通）

FAX：03-3503-0183

ホームページ：研究に関する指針について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

○厚生労働省指針第4回
厚生労働省(平成11年6月26日付建第14号)、当たるは臨床研究法施行規則(平成11年6月26日付建第14号)及び臨床医療等の研究の確実性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則に規定する「臨床研究法施行規則」(平成11年6月26日付建第14号)の施行等に伴い、遺伝子治療等臨床研究に関する規制(平成11年6月26日付建第14号)の施行を次のものと改め、平成11年6月26日から適用する。ただし、この指針の適用の際開示の旨の指示による治癒前後の遺伝子治療等臨床研究の実施に係る規制第十六の三の一の規定による研究機関の職の許可を得て遺伝子治療等臨床研究を実施してある者は、この指針の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、この指針による治癒前後の遺伝子治療等臨床研究の実施に係る規制第1章第一節規則の二二八の規定はかかるべく、示すとおりに実施する。
平成11年6月26日

遺伝子治療等臨床研究に関する指針

目次

- 第1章 総則
- 第1節 総則
- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 適用範囲
- 第4 遺伝子治療等臨床研究の対象の要件
- 第5 有効性及び安全性
- 第6 品質等の確認
- 第7 生殖細胞等を対象とする遺伝子治療等臨床研究の禁止等
- 第8 インフォームド・コンセントの確保
- 第9 公衆衛生上の安全の確保
- 第10 情報の公開
- 第11 被験者の選定
- 第2章 遺伝子治療等臨床研究に関し遵守すべき事項等
- 第1節 研究者の責務等
- 第1 研究者の責務
- 第2 研究責任者の責務
- 第3 総括責任者の責務
- 第4 研究機関
- 第5 研究機関の長の責務
- 第2節 研究計画書
- 第1 研究計画書に関する手続
- 第2 研究計画書の記載事項
- 第3 研究計画書に關する登録・公表
- 第3節 倫理審査委員会
- 第1 倫理審査委員会の設置等
- 第2 遺伝子治療等臨床研究に関する登録・公表
- 第4節 インフォームド・コンセント等
- 第1 インフォームド・コンセント等を受ける手続等
- 第2 代替者からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等

第5節

厚生労働大臣の意見等

第1 厚生労働大臣の意見

第2 重篤な有害事象等に係る厚生労働大臣の意見

第3 厚生労働大臣の調査等

個人情報及び匿名加工情報

個人情報に係る基本的責務

安全管理

保有する個人情報の開示等

匿名加工情報の取扱い

重篤な有害事象への対応

重篤な有害事象への対応

遺伝子治療等臨床研究の信頼性確保

利益相反の管理

試料及び情報等の保管

モニタリング及び監査

～

第9節 雜則

第1 普及啓発

第3章 臨床研究法に定める臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究に關し遵守すべき事項等

第1 研究機関の長の責務

研究計画書に関する手続

研究計画書の記載事項

倫理審査委員会の設置等

インフォームド・コンセントを受ける手続等

厚生労働大臣の意見

第7 重篤な有害事象等に係る厚生労働大臣の意見

第8 厚生労働大臣の調査等

重篤な有害事象への対応

第9 重篤な有害事象への対応

第10 試料及び情報等の保管

第11 普及啓発

～

第1章 総則

第1節 総則

～

この指針は、遺伝子治療等臨床研究(第2の2に規定する「遺伝子治療等臨床研究」)をいう。以下同じ。)に關し遵守すべき事項を定め、もって遺伝子治療等臨床研究の医療上の有用性及び倫理性を確保し、社会に開かれた形での適正な実施を図ることを目的とする。

用語の定義

この指針において「遺伝子治療等」とは、疾患の治療又は予防を目的とした次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与すること。

(2) 特定の基配列を標的として人の遺伝子を改変すること。

(3) 遺伝子を改変した細胞を人の体内に投与すること。

- 2 この指針において「遺伝子治療等臨床研究」とは、遺伝子治療等を行うことにより、当該遺伝子治療等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいう。
- 3 この指針において「被験者」とは、遺伝子治療等臨床研究において、遺伝子治療等の対象となる者をいう。
- 4 この指針において「研究者」とは、遺伝子治療等臨床研究を実施する者をいう。
- 5 この指針において「研究責任者」とは、遺伝子治療等臨床研究を総括する立場にある研究者をいう。
- 6 この指針において「総括責任者」とは、他の研究機関と共同して実施する遺伝子治療等臨床研究において、当該遺伝子治療等臨床研究に係る業務を総括する研究責任者をいう。
- 7 この指針において「研究機関」とは、遺伝子治療等臨床研究を実施する個人又は法人その他の団体をいう。
- 8 この指針において「研究機関の長」とは、遺伝子治療等臨床研究を実施する個人又は法人その他の団体の代表者をいう。
- 9 この指針において「共同研究機関」とは、研究計画書に基づいて遺伝子治療等臨床研究を共同して実施する研究機関をいう。
- 10 この指針において「倫理審査委員会」とは、遺伝子治療等臨床研究の実施又は継続の適否その他遺伝子治療等臨床研究に關し必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査審議する合議制の機関をいう。
- 11 この指針において「試料」とは、血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であつて遺伝子治療等臨床研究に用いられるもの（死者に係るものも含む。）をいう。
- 12 この指針において「研究に用いられる情報」とは、被験者の診断又は治療を通じて得られた疾病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であつて遺伝子治療等臨床研究に用いられるもの（死者に係るものも含む。）をいう。
- 13 この指針において「試料・情報」とは、試料及び研究に用いられる情報をいう。
- 14 この指針において「インフォームド・コンセント」とは、被験者又はその代理者（以下「被験者等」という。）が、実施又は継続されようとする遺伝子治療等臨床研究に関して、当該遺伝子治療等臨床研究の目的及び意義並びに方法、被験者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいて研究責任者等（研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者で医師であるものをいう。以下同じ。）に対し与える、当該遺伝子治療等臨床研究（試料・情報の取扱いを含む。）が実施又は継続されることに關する同意をいう。
- 15 この指針において「代諾者」とは、被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であつて、当該被験者がインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該被験者の代わりにインフォームド・コンセントを与えることができる者をいふ。
- 16 この指針において「インフォームド・アセント」とは、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される被験者が、実施又は継続されようとする遺伝子治療等臨床研究に關して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明を受け、当該遺伝子治療等臨床研究が実施又は継続されることを理解し、賛意を表することをいう。
- 17 この指針において「最終産物」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 疾病の治療又は予防のため作製されたもの（以下「組換え遺伝子等」という。）
 - (2) 特定の塩基配列を標的として遺伝子を改変するために用いるタンパク質、核酸その他の物質
- 18 この指針において「個人情報」とは、個人（死者を含む。以下同じ。）に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方法によつては認識することができない方式をいう。）において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 19 この指針において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第07号）第1条各号に掲げるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に關し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 20 この指針において「匿名化」とは、個人情報の全部又は一部を削除すること（当該個人情報の全部又は一部を当該個人情報によって識別される特定の個人と関わりのない記述等に置き換えることを含む。）をいう。
- 21 この指針において「対応表」とは、匿名化された個人に関する情報から、必要な場合に被験者を識別することができるよう、当該被験者と匿名化の際に置き換えられた記述等とを照合することができるようにする表その他の表をいう。
- 22 この指針において「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものといふ。
- (1) 18(1)に該当する個人情報 当該個人情報を含まる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 18(2)に該当する個人情報 当該個人情報を含まる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 23 この指針において「有害事象」とは、実施された遺伝子治療等臨床研究との因果関係の有無を問わず、被験者に生じた全ての好ましくは意味しない傷病又はその徵候（臨床検査値の異常を含む。）をいう。
- 24 この指針において「重篤な有害事象」とは、有害事象のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 死亡
 - (2) 死亡につながるおそれのある有害事象
 - (3) 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる有害事象

- (4) 障害
- (5) 障害につながるおそれのある有害事象
- (6) (1)から(5)までの規定に準じて重篤である有害事象
- (7) 後世代における先天性の疾病又は異常
- 25 この指針において「モニタリング」とは、遺伝子治療等臨床研究の適正な実施を確保するため、遺伝子治療等臨床研究がどの程度進捗しているか並びにこの指針及び研究計画書に従つて行われているかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。
- 26 この指針において「監査」とは、遺伝子治療等臨床研究の結果の信頼性を確保するため、遺伝子治療等臨床研究がこの指針及び研究計画書に従つて行われたかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。
- 第3 適用範囲**
- 1 適用される遺伝子治療等臨床研究
- この指針は、日本国内において外国の研究機関により実施され、又は日本国内において外國の研究機関により実施される遺伝子治療等臨床研究を対象とする。ただし、第2章の規定は臨床研究法(平成29年法律第16号)第2条第1項に規定する臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究について、第2章及び第3章の規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験又は再生医療等の安全性の確保等について、適用しない。
- 2 日本国外において実施される遺伝子治療等臨床研究
- (1) 日本国の研究機関が日本国外において遺伝子治療等臨床研究を実施する場合(外国の研究機関と共同して遺伝子治療等臨床研究を実施する場合を含む。)には、この指針の規定によるほか、実施地の法令、指針等の基準を遵守しなければならない。ただし、この指針の規定と比較して実施地の法令、指針等の基準の規定が厳格な場合には、この指針の規定に代えて当該実施地の法令、指針等の基準の規定により遺伝子治療等臨床研究を実施するものとする。
- (2) この指針の規定により遺伝子治療等臨床研究を実施することが困難な場合において、次に掲げる事項が研究計画書に記載され、日本国の人権審査委員会の述べた意見を踏まえ、当該遺伝子治療等臨床研究の実施を許可したときは、この指針の規定に代えて当該実施地の法令、指針等の基準の規定により遺伝子治療等臨床研究を実施することができるものとする。
- イ インフォームド・コンセントについて適切な措置が講じられること。
- ロ 遺伝子治療等臨床研究の実施に伴つて取得される個人情報の保護について適切な措置が講じられること。
- 第4 遺伝子治療等臨床研究の対象の要件**
- 遺伝子治療等臨床研究は、次に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。
- 1 遺伝子治療等臨床研究により明らかにしようとする遺伝子治療等の効果が、当該遺伝子治療等臨床研究の対象とする疾患(以下「対象疾患」という。)に対する現在実施可能な他の治療又は予防の方法と比較して同等以上であることが十分予測されるものであること。
- 2 予測されるものであること(遺伝子治療等臨床研究が予防を目的とする場合にあっては、利益が不利益を大きく上回ることが十分予測されるものであること。)。
- 第5 有効性及び安全性
- 遺伝子治療等臨床研究は、その有効性及び安全性が十分な科学的知見に基づき予測されるものでなければならない。

- 第6 品質等の確保**
- 遺伝子治療等臨床研究に使用される遺伝子その他の人に投与される物質は、当該物質の品質、有効性及び安全性を確保する上で医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第38号)第17条第1項本文若しくは再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成8年厚生省令第39号)第25条第1項本文の製造所と同様の水準にあると認められる省令(平成8年厚生省令第39号)第25条第1項本文若しくは再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成8年厚生省令第39号)第25条第1項の許可若しくは同法第39条第1項の認定を受けた若しくは同法第40条第1項の規定により届け出られた細胞培養加工施設において製造され、その品質、有効性及び安全性が確認されているものでなければならぬ。
- 第7 生殖細胞等を対象とする遺伝子治療等臨床研究の禁止等**
- 人の生殖細胞又は胚(一の細胞又は細胞群であつて、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。以下同じ。)を対象とした遺伝子治療等臨床研究及び人の生殖細胞又は胚に対して遺伝的改変を行うおそれのある遺伝子治療等臨床研究は、行つてはならない。
- 第8 遺伝子治療等臨床研究は、インフォームド・コンセントが確実に確保された上で実施されなければならない。**
- 第9 公衆衛生上の安全の確保
- 遺伝子治療等臨床研究は、公衆衛生上の安全が十分確保された上で実施されなければならない。
- 第10 情報の公開**
- 遺伝子治療等臨床研究は、一般社団法人国立大学附屬病院長会議、一般財團法人日本医療情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベース(臨床研究法第2条第1項に規定する臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究にあっては臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号)第24条第1項に規定するデータベース、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する再生医療等に該当する遺伝子治療等臨床研究にあっては再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)第8条の9第1項に規定するデータベース)に登録され、その情報は適切かつ正確に公開されなければならない。
- 第11 被験者の選定**
- 被験者の選定に当たっては、人権保護の観点から、病状、年齢、同意能力等を考慮し、慎重に検討しなければならない。遺伝子治療等臨床研究に關し遵守すべき事項等
- 第2章 遺伝子治療等臨床研究に關し遵守すべき事項等**
- 第1節 研究者の責務等**
- 第1 研究者の責務**
- 1 研究者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 被験者等への配慮に關し次に掲げる業務
- イ 被験者等への配慮に關し次に掲げる業務
- ロ 遺伝子治療等臨床研究を実施するに当たっては、あらかじめインフォームド・コンセントを受けること。
- ハ 被験者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等(以下「相談等」という。)に適切かつ迅速に対応すること。
- 二 遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らさないこと。遺伝子治療等臨床研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保等に關し次に掲げる業務
- イ 法令、指針等を遵守し、倫理審査委員会及び厚生労働大臣の意見を尊重し、研究機関の長が許可した研究計画書に従つて、適正に遺伝子治療等臨床研究を実施すること。
- ロ 研究責任者を補助し遺伝子治療等臨床研究の計画に關する資料を作成するとともに、当該計画を実施し、研究責任者に対し必要な報告を行うこと。

- ハ 遺伝子治療等臨床研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合 (ニに該当する場合を除く。)には、速やかに研究機関の長及び総括責任者に報告すること。
- 二 遺伝子治療等臨床研究の実施に先立ち、遺伝子治療等臨床研究に関する倫理並びに遺伝子治療等臨床研究の実施の適正性若しくは研究結果に対する信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、速やかに研究責任者又は研究機関の長に報告すること。
- (3) 遺伝子治療等臨床研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けるとともに、研究期間中も適宜継続して、当該教育・研修を受けること。
- 2 研究者は、遺伝子治療等臨床研究を適正に実施するために必要な専門的知識又は臨床経験を有する者とする。
- 研究責任者の責務**
- 研究責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。ただし、総括責任者が置かれている場合には、(1)イ並びに(2)ロ、ハ、ホ及びハへの規定に基づき倫理審査委員会に意見を求めること、(1)ロの規定に基づき倫理審査委員会に通知すること、(4)ロ及びハの規定に基づき厚生労働大臣に報告すること並びに(1)ニの規定に基づき遺伝子治療等臨床研究の概要その他の遺伝子治療等臨床研究に関する情報を公開データベースに適切に登録することについては、総括責任者が行うものとする。
- イ 研究計画書の作成及び研究者の指針遵守の徹底に関する業務
- 遺伝子治療等臨床研究の実施に関する国内外の入手し得る資料及び情報に基づき、遺伝子治療等臨床研究の医療上の有用性及び倫理性について検討を行い、その結果を踏まえて、遺伝子治療等臨床研究の遂行に必要な体制を整え、あらかじめ、研究計画書を作成し、倫理審査委員会に意見を求める、その意見を尊重し、研究機関の長の許可を求めることが。研究計画書を変更(僅微な変更(臨床研究法施行規則第42条に規定する僅微な変更をいう。以下同じ。)を除く。)するときも、同様とする。
- ロ 研究計画書について、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を倫理審査委員会に通知すること。
- ハ 遺伝子治療等臨床研究に関する被験者に生じた健康被害に対する補償を行うため、あらかじめ、保険への加入その他の必要な措置を適切に講じること。
- 二 第2節第3の1の規定により、遺伝子治療等臨床研究の概要その他の遺伝子治療等臨床研究に関する情報を公開データベースに適切に登録するとともに、遺伝子治療等臨床研究の結果を公表すること。
- イ 研究計画書に従って遺伝子治療等臨床研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる研究者を指導・管理すること。
- ト 遺伝子治療等臨床研究に関する業務の一部を委託する場合は、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- ト 遺伝子治療等臨床研究がこの指針に適合していることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとること。
- (2) 遺伝子治療等臨床研究の進捗管理・監督及び有害事象等の把握・報告に次に掲げる業務
- イ 遺伝子治療等臨床研究の実施に關する必要な情報収集など、遺伝子治療等臨床研究の適正な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めること。
- ロ 第1の1(2)ハの規定による報告を受けた場合であつて、当該報告が遺伝子治療等臨床研究の継続に影響を与えるものであると考えられるときは、速やかに、研究機関の長及び総括責任者に報告し、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重するとともに、必要に応じて、当該遺伝子治療等臨床研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更すること。

- ハ 第1の1(2)ニの規定による報告を受けた場合には、速やかに、研究機関の長及び総括責任者に報告し、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重することとともに、必要に応じて、当該遺伝子治療等臨床研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更すること。
- 二 遺伝子治療等臨床研究により期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合又は遺伝子治療等臨床研究により十分な成果が得られないと判断される場合は、遺伝子治療等臨床研究を中止すること。
- ホ 研究計画書に定めるところにより、遺伝子治療等臨床研究の実施後においても、倫理審査委員会に意見を求めるとともに、研究機関の長及び総括責任者に当該総括報告書を提出すること。
- ト 遺伝子治療等臨床研究を終了(中止の場合を含む。以下同じ。)したときは、第2節第1の5(1)の規定による総括報告書(遺伝子治療等臨床研究の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ。)を作成し、当該遺伝子治療等臨床研究に関する審査を行った倫理審査委員会に意見を求めるとともに、研究機関の長及び総括責任者に当該総括報告書を提出すること。
- ト 他の研究機関と共同して遺伝子治療等臨床研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し当該遺伝子治療等臨床研究に関連する必要な情報を共有すること。
- (3) 遺伝子治療等臨床研究の実施後の被験者への対応に関する業務
- イ 遺伝子治療等臨床研究の実施後においても、被験者が当該遺伝子治療等臨床研究の成果を含め必要な最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めること。
- ロ 遺伝子治療等臨床研究の実施後においても、安全性及び有効性の確保の観点から、遺伝子治療等による効果及び副作用について適当な期間の追跡調査その他の必要な措置を講じるよう努めるとともに、その結果については、研究機関の長及び総括責任者に報告すること。
- (4) 厚生労働大臣への報告に関する業務
- イ (1)イの規定に基づく手続により許可を得た研究計画書及び(1)ロの規定による通知を行った研究計画書について、遅滞なく厚生労働大臣に提出すること。
- ロ 第1の1(2)ハ若しくはニの規定による報告を受けた場合又は(2)ロ若しくはハの規定による報告等を行う場合は、速やかに厚生労働大臣に報告すること。
- ハ (2)ホの規定による報告について、倫理審査委員会が意見を述べた日から1か月以内に報告対象期間内に遺伝子治療等臨床研究を行った被験者数、有害事象の発生状況等について厚生労働大臣に文書で報告すること。
- ニ (2)ホへの規定により作成した総括報告書の概要その他必要な書類を厚生労働大臣に提出すること。
- ト 総括責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 1 研究を総括するに当たつて必要な措置を講じること。
- 2 研究責任者は、1件の遺伝子治療等臨床研究について1研究機関につき1名とし、1に掲げる業務を適確に実施できる者とする。
- 第三 総括責任者の責務
- 1 総括責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 第2の1に規定する研究責任者の業務を行うこと。ただし、次に掲げる業務については、研究責任者を代表して行うこと。
- イ 第2の1(1)イ並びに(2)ロ、ハ、ホ及びハへの規定に基づき倫理審査委員会に意見を求め、並びに第2の1(1)ロの規定に基づき倫理審査委員会に通知すること。

- 口 第2の1(4)口及びハの規定に基づき厚生労働大臣に報告すること。
 ハ 第2の1(1)ニの規定に基づき遺伝子治療等臨床研究の概要その他の遺伝子治療等臨床研究に関する情報を公開データベースに適切に登録すること。この場合において、併せて、当該遺伝子治療等臨床研究を実施する全ての研究機関に関する情報も登録すること。
- (2) 遺伝子治療等臨床研究を統括し、共同研究機関の研究責任者に必要な指示を与えるとともに、適宜、当該研究責任者に対する教育・研修を行うこと。
- (3) 第2の1(2)口又はハの規定による報告を受けた場合は、自らが所属する研究機関の長及び共同研究機関の研究責任者に対し、速やかに、その旨を報告すること。
- (4) (1)から(3)までに定めるものほか、遺伝子治療等臨床研究を統括するに当たって必要な措置を講じること。
- 2 総括責任者は、遺伝子治療等臨床研究1件につき1名とし、各研究機関の研究責任者の中から1名に限り選任するものとする。
- 第4 研究機関
- 研究機関は、次に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。
- 十分な臨床観察及び検査並びにこれらとの結果の分析及び評価を行うことができる人的体制及び施設を備えたものであること。
 - 被験者の病状に応じた必要な措置を探ができる人的体制及び施設を備えたものであること。
- 第5 研究機関の長の責務
- 研究機関の長は、次に掲げる業務を行わなければならぬ。
- 遺伝子治療等臨床研究に対する総括的な監督に関し次に掲げる業務
 - 実施を許可した遺伝子治療等臨床研究について、適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うこと。
 - 研究者に、被験者の生命、健康及び人権を尊重して遺伝子治療等臨床研究を実施することを周知徹底すること。
 - 業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らすこと。その業務に従事しなくなつた後も、同様とする。
 - 遺伝子治療等臨床研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書による契約を締結すること。
 - 遺伝子治療等臨床研究の実施のために体制・規程の整備等に関する手続
 - 遺伝子治療等臨床研究を適正に実施するために必要な体制・規程を整備すること。
 - 当該研究機関の実施する遺伝子治療等臨床研究に隣接して被験者に健闘被害が生じた場合には、これに対する補償その他の必要な措置が適切に講じられることを確保すること。
 - 研究結果等、遺伝子治療等臨床研究に関する情報が適切に公表されることを確保すること。
 - 当該研究機関の実施する遺伝子治療等臨床研究がこの指針に適合していることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行ひ、その結果に基づき適切な対応をとること。
 - 遺伝子治療等臨床研究に当該研究機関の研究者が受けることを確保するための措置を講じることとも、自らも当該教育・研修を受けること。
 - 当該研究機関において定められた規程により、必要に応じ、この指針に定める権限又は任務を当該研究機関内の適当な者に委任すること。
 - 第2の1(2)口の規定により研究責任者から報告を受けた場合には、必要に応じ、当該研究責任者に対しその内容に係る留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。
 - 遺伝子治療等臨床研究の許可等に関する意見を参考に当該許可又は不許可その他遺伝子治療等臨床研究に關し次に掲げる業務
 - 第2の1(1)イの規定により研究責任者から許可を求められたときは、倫理審査委員会に述べた意見を参考に当該許可又は不許可その他の遺伝子治療等臨床研究に關し必要な措置について決定すること。

- 第2節 研究計画書
- 第1 研究計画書に関する手続
- 研究計画書の作成・変更
 - 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究を実施（研究計画書を変更（細微な変更を除く。）する場合を含む。2及び3において同じ。）しようとするときは、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究機関の長の許可を得なければならない。
 - 研究責任者は、他の研究機関と共にして遺伝子治療等臨床研究を実施しようとするときは、各共同研究機関の研究責任者が役割及び責任を明確にした上で、第1節第3の1(1)の規定により総括責任者が作成する研究計画書を踏まえて、研究計画書を作成しなければならない。
 - 研究責任者は、自らが所属する研究機関における遺伝子治療等臨床研究に関する業務の一部について委託しようとするときは、当該委託しようとする業務の内容を研究計画書に定めなければならない。
 - 倫理審査委員会への付議
 - 研究責任者は、自らが所属する研究機関の長に対して遺伝子治療等臨床研究の実施の許可を求める前に、当該遺伝子治療等臨床研究の実施の適否について、倫理審査委員会に意見を求めるなければならない。
 - 総括責任者は、他の研究機関と共にして実施する遺伝子治療等臨床研究の実施の適否について、一括して倫理審査委員会に意見を求めるなければならない。
 - 研究機関の長による許可
 - 研究機関の長は、倫理審査委員会及び厚生労働大臣の意見を尊重し、遺伝子治療等臨床研究の実施の許可又は不許可その他の遺伝子治療等臨床研究に關し必要な措置を決定しなければならない。この場合において、当該研究機関の長は、倫理審査委員会又は厚生労働大臣が遺伝子治療等臨床研究の実施について不適当である旨の意見を述べたときは、当該遺伝子治療等臨床研究の実施を許可してはならない。
 - 研究中の手続
 - 研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、遺伝子治療等臨床研究の進捗状況、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に伴う有害事象の発生状況等を、研究機関の長及び総括責任者に文書で報告するとともに、倫理審査委員会に意見を求めるなければならない。この場合において、進捗状況に関しては、少なくとも毎年1回以上、報告するものとする。

(2) 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の進捗状況、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に伴う有害事象の発生状況等について、被験者に対して適切な対応をとらなければならない。この場合において、当該研究責任者は、倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重し、有害事象の発生状況、改善事項等に関する必要な措置を講じるとともに、厚生労働大臣に対し報告を行わなければならない。

5 研究終了後の対応

(1) 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究を終了したときは、次に掲げる事項を記載した総括報告書を作成し、当該遺伝子治療等臨床研究に関する審査を行った倫理審査委員会に意見を求めるとともに、研究機関の長及び総括責任者に当該総括報告書を提出しなければならない。

イ 遺伝子治療等臨床研究に関し次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 目的及び意義

(3) 実施の方法及び期間

(4) 結果及び考察

口 研究責任者その他の研究者(他の研究機関と共にして遺伝子治療等臨床研究を実施する場合にあっては、総括責任者及び共同研究機関の研究責任者を含む。)の氏名
ハ 研究機関(他の研究機関と共同して遺伝子治療等臨床研究を実施する場合にあっては、共同研究機関を含む。)の名称及び所在地

(5) その他必要な事項

(2) 研究責任者は、(1)の規定により総括報告書を提出した時は、総括報告書の概要その他必要な書類を速やかに厚生労働大臣に提出しなければならない。

第2 研究計画書の記載事項

(1) 遺伝子治療等臨床研究に関し次に掲げる事項

イ 名称

ロ 目的及び意義

ハ 実施の方法及び期間

二 本実施が可能であると判断した理由
(2) 研究責任者その他の研究者(他の研究機関と共にして遺伝子治療等臨床研究を実施する場合にあっては、総括責任者及び共同研究機関の研究責任者を含む。)の氏名及び遺伝子治

療等臨床研究において当該研究者が果たす役割
(3) 研究機関(他の研究機関と共にして遺伝子治療等臨床研究を実施する場合にあっては、共同研究機関を含む。)の名称及び所在地
(4) 対象疾患及びその選定理由
(5) 被験者の選定方針
(6) 導入する遺伝子に関し次に掲げる事項

イ 開発の経緯

ロ 遺伝子の構造及び機能

ハ 遺伝子の導入方法

ニ 被験者に投与する最終産物の組成

イ 調査の経緯

ロ タンパク質、核酸等の構造及び機能

- ハ 遺伝子の改変方法
- 二 被験者に投与する最終産物の組成
- (3) 特性解析及び品質試験の結果
- (9) 被験者への投与に用いられる特殊な機器及び医療材料
- (10) 非臨床試験における安全性及び有効性に関する情報

- イ 非臨床試験の成績の総括
- ロ 生体内分布を分析した結果
- ハ 非臨床試験における安全性の評価

- イ 第4節第1の規定によるインフォームド・コンセントを受ける手続等(同規定による説明及び同意に関する事項を含む。)
- ロ 遺伝子治療等臨床研究の資金源、個人の収益等、遺伝子治療等臨床研究に係る研究機関及び研究者の利益相反に関する状況
- (1) 被験者等及びその関係者からの相談等への対応方法
- (2) 代諾者からインフォームド・コンセントを受ける場合には、第4節第2の規定による手続に関する事項(代諾者の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む。)
- (3) インフォームド・アセントを得る場合には、第4節第2の規定による手続に関する事項(説明に関する事項を含む。)
- (4) 被験者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及び内容
- (5) 重篤な有害事象が発生した際の対応
- (6) 遺伝子治療等臨床研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容
- (7) 遺伝子治療等臨床研究の実施後における被験者への医療の提供に関する対応
- (8) 遺伝子治療等臨床研究の実施に伴い、被験者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、被験者に係る研究結果(開発的所見を含む。)の取扱い
- (9) 遺伝子治療等臨床研究に関する業務の一部を委託する場合には、当該委託する業務の内容及び委託先の監督方法
- (10) 被験者から取得された試料・情報について、被験者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定される研究の内容
- (11) 第8節第3の規定によるモニタリング及び監査の実施の体制及び手順
- (12) その他必要な事項

- 2 第1の1(1)の研究計画書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 研究者の略歴及び研究業績
- (2) 研究機関の施設設備の状況
- (3) 遺伝子治療等臨床研究に関する有効性を示唆する試験の結果及び安全性に関する研究の成果

- (4) 実施しようとする遺伝子治療等臨床研究に開催する国内外の研究会(当該遺伝子治療等臨床研究を実施しようとしている研究者が自ら所属する研究機関において既に実施したもの)を除く。)

- (5) インフォームド・コンセントにおける説明及び同意に関する文書の様式
- (6) 遺伝子治療等臨床研究の概要を可能な限り平易な用語を用いて記載した要旨
- (7) その他必要な事項
- 第3 遺伝子治療等臨床研究に関する登録・公表**
- 研究責任者は、第1章第1節第10に規定する公開データベースに、遺伝子治療等臨床研究の概要をその実施に先立つて登録し、研究計画書の変更及び遺伝子治療等臨床研究の進捗に応じて適宜更新しなければならず、また、遺伝子治療等臨床研究を終了したときは、適時なく、その結果を登録しなければならない。ただし、被験者等及びその関係者の人権又は研究者及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可したものについては、この限りでない。
- 2 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究を終了したときは、適時なく、被験者等及びその関係者の人権又は研究者及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該遺伝子治療等臨床研究の結果を公表しなければならず、また、結果の最終の公表を行ったときは、適時なく研究機関の長が報告しなければならない。**
- 3 倫理審査委員会**
- 第1 倫理審査委員会の設置等**
- 倫理審査委員会の設置者は、次に掲げる全ての要件に適合するものでなければならぬ。
- (1) 遺伝子治療等臨床研究の審査に適する事務を的確に行う能力があること。
 - (2) 倫理審査委員会を組織的に運営する能力があること。
 - (3) 倫理審査委員会を中心かた公正に運営する能力があること。
- 倫理審査委員会の設置者の資格
- (1) 倫理審査委員会の組織及び運営を行なわなければならない。
- (2) 遺伝子治療等臨床研究の審査に用いた資料を、当該遺伝子治療等臨床研究の終了について報告された日から起算して10年を経過する日までの間、適切に保管すること。
- (3) 倫理審査委員会の構成、組織及び運営並びにその職事の内容の公開その他遺伝子治療等臨床研究に必要な手続に関する規則を定め、倫理審査委員会報告システムにおいて公表すること。
- (4) 毎年1回以上、倫理審査委員会の開催状況及び遺伝子治療等臨床研究の審査の概要を、倫理審査委員会報告システムにおいて公表すること。ただし、遺伝子治療等臨床研究の審査の概要のうち、被験者等及びその関係者の人権又は研究者及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として倫理審査委員会が判断したものについては、この限りでない。
- (5) 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者が遺伝子治療等臨床研究の審査及びそれに関連する業務に関する教育・研修を受けることを確保するため必要な措置を講じること。
- (6) 倫理審査委員会の組織及び運営がこの指針に適合していることについて、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が実施する調査に協力すること。
- 第2 倫理審査委員会の役割・責務**
- (1) 倫理審査委員会は、研究責任者から第1節第2の1(1)並びに(2)ロ、ハ、ホ及びヘの規定により意見を求められたときは、この指針の規定に基づき、倫理的及び科学的観点から必要に応じて調査を行うとともに、研究機関及び研究者の利益相反に関する情報も含めて中立かつ公正な審査を行い、必要に応じて文書により意見を述べなければならない。
- (2) 倫理審査委員会は、遺伝子治療等臨床研究の審査が中立かつ公正に行われるよう、その活動の自由及び独立が保障されていなければならない。
- (3) 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなつた後も、同様とする。
- (4) 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、(1)の規定により審査を行つた遺伝子治療等臨床研究に関する情報の漏えい等、被験者等の人権を尊重する觀点又は遺伝子治療等臨床研究の実施上の倫理的妥当性若しくは科学的合理性若しくは審査の中立性若しくは公正性の觀点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに倫理審査委員会の設置者に報告しなければならない。
- (5) 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、倫理的及び科学的觀点からの遺伝子治療等臨床研究の調査及び審査に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならぬ、また、その後も、適宜継続して当該教育・研修を受けなければならぬ。
- (6) 倫理審査委員会の委員の構成は、遺伝子治療等臨床研究の調査及び審査を適切に実施できるよう、次に掲げる全ての要件に適合するものでなければならず、また、イからハまでに掲げる者は、それぞれ他の要件を兼ねることはできない。会議の成立についても、同様とする。
- イ 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学、病理学等の専門家及び対象疾患に係る臨床医が含まれていること。
- ロ 法律に関する専門家及び生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者が含まれていること。
- ハ 遺伝子治療等臨床研究に関する知識を十分に有しているとは限らない被験者の観点から、客観的な意見述べができる者が含まれていること。
- 二 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること。
- ホ 男女両性で構成されていること。
- ヘ 5名以上であること。
- (2) 審査の対象となる遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる研究者は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。ただし、倫理審査委員会から会議の出席及び遺伝子治療等臨床研究に関する説明の求めがあつた場合は、この限りでない。
- (3) 遺伝子治療等臨床研究の審査を依頼した研究責任者は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会における審査の内容を把握するため必要な場合は、当該倫理審査委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。
- (4) 倫理審査委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。
- (5) 倫理審査委員会は、特別な配慮を必要とする者を被験者とする遺伝子治療等臨床研究の審査を行ひ、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。
- (6) 倫理審査委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。
- 3 迅速審査**
- 他の研究機関と共に実施される遺伝子治療等臨床研究であつて、既に当該遺伝子治療等臨床研究の全体について共同研究機関における倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ているものについて、倫理審査委員会は、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、意見を述べることができるものにおいて、迅速審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとする。この場合において、迅速審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとする。当該結果は、全ての委員に報告されなければならない。研究計画書が変更(軽微な変更を除く。)された遺伝子治療等臨床研究についても、同様とする。

- 4 他の研究機関が実施する遺伝子治療等臨床研究に関する審査
- (1) 研究責任者が、自らが所属する研究機関以外に設置された倫理審査委員会に遺伝子治療等臨床の審査を依頼する場合には、当該倫理審査委員会は、当該遺伝子治療等臨床研究の実施体制について十分把握した上で審査を行い、意見を述べなければならない。
 - (2) 倫理審査委員会は、他の研究機関が実施する遺伝子治療等臨床研究について審査を行つた後、継続して当該遺伝子治療等臨床研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行ひ、意見を述べなければならない。
- 第4節 インフォームド・コンセント等
- 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等
- (1) 研究責任者等は、遺伝子治療等臨床研究を実施しようとするときは、研究機関の長の許可を得た研究計画書に定めるところにより、あらかじめ、3に規定する説明事項を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。
 - (2) 研究者その他の研究の実施に携わる者(以下「研究者等」という。)は、試料・情報を共同研究機関に提供する場合は、当該提供に関する記録を作成しなければならない。この場合において、研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該試料・情報の提供をした日から起算して3年を経過する日までの間、保管しなければならない。
 - (3) 他の研究機関から試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手續がとられていること等を確認することとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。この場合において、研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、遺伝子治療等臨床研究の終了について報告された日から起算して5年を経過する日までの間、保管しなければならない。
- 2 研究計画書の変更
- 研究責任者等は、研究計画書を変更する場合には、当該変更について、原則として改めて1の規定によるインフォームド・コンセントの手續等を行わなければならぬ。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて、研究機関の長が当該手續等を要しないことについて許可した変更については、この限りでない。
- 3 説明事項
- 研究責任者等は、インフォームド・コンセントを受ける際には、被験者等に対し、原則として次に掲げる事項を説明しなければならない。ただし、倫理審査委員会及び厚生労働大臣の意見を受けて、研究機関の長が当該説明を省略することについて許可した事項については、この限りでない。
- (1) 遺伝子治療等臨床研究に関する事項
 - (2) 目的及び意義
 - (3) 実施について研究機関の長の許可を得ている旨
 - (4) 被験者の名前
 - (5) 被験者の方法(被験者から取得された試料・情報の利用目的を含む。)及び期間
 - (6) 情報公開の方法
- 4 共同研究機関の名前及び研究責任者の氏名(他の研究機関と共同して遺伝子治療等臨床研究を実施する場合にあっては、共同研究機関の名前及び共同研究機関の研究責任者の氏名並びに研究責任者の氏名を含む。)
- 5 被験者として選定された理由
- 6 遺伝子治療等臨床研究が実施又は継続されることに関する旨及びその理由を含む。)
- (1) 遺伝子治療等臨床研究が実施されることに同意した場合であっても臨時これをおさり回せる旨(被験者等からの撤回の内容に従つた措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由を含む。)
- (2) 遺伝子治療等臨床研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回する旨

- (6) 被験者等の求めに応じて、他の被験者等の個人情報の保護及び遺伝子治療等臨床研究の独創性の確保に支障がない範囲内において研究計画書及び当該遺伝子治療等臨床研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨及びその入手又は閲覧の方法
- (7) 個人情報の取扱い(匿名化をする場合にあっては、その方法を含む。)
- (8) 被験者に生じる負担及びリスクを最小化する対策(研究に用いられる情報に係る資料を含む。)の保管及び廃棄の方法
- (9) 試料・情報(研究に用いられる資源、個人の収益等、遺伝子治療等臨床研究に係る研究機関及び研究者の利益相反に関する状況)
- (10) 被験者等及びその関係者からの相談等への対応方法
- (11) 被験者等に経済的負担又有は謝礼がある場合には、その旨及び内容
- (12) 他の治療方法等に関する事項
- (13) 遺伝子治療等臨床研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容
- (14) 遺伝子治療等臨床研究の実施における被験者への医療の提供に関する対応
- (15) 遺伝子治療等臨床研究の実施に伴い、被験者の健康、子孫に受け継がれる遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、被験者に係る研究結果(開発的所見を含む。)の取扱い
- (16) 被験者から取扱された試料・情報について、被験者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨が保全されるべきことを前提において想定される研究の内容
- (17) 被験者の秘密が保全されるべきことを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する試料・情報を見渡す旨
- (18) 被験者から取扱されなかつた遺伝子治療等臨床研究への試料・情報の利用の手続について可能な限り説明した場合であつて、その後、利用目的等が新たに特定されたときは、研究計画書を作成又は変更した上で、新たに特定された利用目的等についての情報を被験者等に通知し、又は公開し、新たに遺伝子治療等臨床研究が実施されることについて、被験者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。
- 5 同意の撤回等
- 研究責任者等は、被験者等から次のいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があつた場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従つた措置を講じるとともに、その旨を当該被験者等に説明しなければならない。ただし、当該同意を講じたことが困難な場合であつて、当該措置を講じないことについて倫理審査委員会に同意を講じた上で研究機関の長が許可したときは、この限りでない。この場合において、研究責任者等は、当該撤回又は拒否が認めなければならぬ。
- (1) 遺伝子治療等臨床研究が実施又は継続されることに関する旨
- (2) 代諾者が同意を与えた遺伝子治療等臨床研究について、被験者からのインフォームド・コンセントの手続における、当該遺伝子治療等臨床研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否
- 6 外国にある者に試料・情報を提供する場合の取扱い
- (1) 外国にある者に試料・情報を提供する場合(当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に託す場合を含む。)は、当該外国にある者が個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)に定められた国にあるとき又は同規則に定める基準に適合する体制を整備しているときを除き、研究責任者等は、被験者等の適切な同意を受けなければならぬ。ただし、被験者等の適切な同意を受けることが困難な場合であつて次のいずれかに該当するときは、当該同意の有無にかかわらず、当該試料・情報を外国にある者に提供することができる。

- (イ) 当該試料・情報が次のいずれかに該当すること。
- (ア) 署名化されているもの（特定の個人を識別することができないものに限る。）であること。
- (イ) 署名加工情報であること。
- (ロ) 学術研究の用に供する場合その他の当該試料・情報を提供することに特段の理由がある場合であって、次に掲げる全ての事項を被験者等に通知し、又は公開しているときは、署名化されているもの（いすれの被験者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限る。）であること。
- ① 試料・情報の利用目的、利用者の範囲及び利用方法（外国にある者に提供する方を含む。）
- ② 提供する試料・情報の項目
- ③ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
- ロ イに該当しない場合であって、学術研究の用に供するときその他の当該試料・情報を提供することに特段の理由があるときは、次に掲げる全ての事項を被験者等に通知し、又は公開し、かつ、当該外国にある者に提供することについて拒否できる機会を保障することについて、倫理審査委員会に意見を求めた上で、研究機関の長の許可を得ていること。
- (ハ) 試料・情報の利用目的、利用者の範囲及び利用方法（外国にある者に提供する方法を含む。）
- (イ) 提供する試料・情報の項目
- (ロ) 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
- (メ) 被験者又はその代理人の求めに応じて、被験者が識別される試料・情報の提供を停止する旨
- (ナ) (ニ)の被験者又はその代理人の求めを受け付ける方法
- (オ) 研究者等は、外国にある者に試料・情報を提供したときは、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。この場合において、研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該試料・情報の提供をした日から起算して3年を経過する日までの間、保管しなければならない。
- 第2 代語者からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等
- 1 代語の要件等
- (イ) 研究責任者等は、次に掲げる全ての要件に適合している場合でなければ、第1の規定による手続において代語者からインフォームド・コンセントを受けてはならない。
- (ア) 研究計画書に次に掲げる全ての事項が記載されていること。
- (イ) 代語者への選定方針
- (ロ) 代語者への説明事項（(ハ)に関する説明を含む。）
- (メ) ロ(イ)又は(ロ)に該当する者を被験者とすることが必要な理由
- ロ 被験者が次のいずれかに該当すること。
- (ナ) 未成年者
- (オ) 成年であって、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される者
- (メ) 研究責任者等は、第1の規定による手続において代語者からインフォームド・コンセントを受ける場合には、(1)イ(イ)の選定方針に従って代語者を選定し、当該代語者に対して、第1の3の規定によるほか、(1)イ(ロ)の説明事項を説明しなければならない。

- 第5節 厚生労働大臣の意見
- 1 厚生労働大臣は、研究機関の長の求めに応じ、あらかじめ遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書に記載しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書の重大な変更について意見を求める場合において、複数の有識者の意見を踏まえ、当該遺伝子治療等臨床研究が次に該当する場合において、複数の有識者の意見を踏まえ、当該遺伝子治療等臨床研究の医療上の有用性及び倫理性について厚生科学審議会に意見を求めるものとする。
- (1) 遺伝子を細胞内に導入する際に用いられる組換え遺伝子等であって新規のもの又は遺伝子の新規の扱い方を用いていること。
- (2) 遺伝子の改変に用いられるタンパク質、核酸等であって新規のもの又は遺伝子の新規の改変方法を用いていること。
- (3) 他の遺伝子治療等臨床研究において対象とされたことのない疾病が対象疾患であること。
- (4) 新規の遺伝子治療等の方法を用いていること（(1)から(3)までのいすれかに該当するものを除く。）。
- (5) その他厚生科学審議会に意見を求めることが必要と認められる事項を含んでいること。
- 3 厚生労働大臣は、2の規定により厚生科学審議会に意見を求める必要がないと判断したときは、意見を求められた日から起算して30日以内に、当該遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書の重大な変更に關し意見を述べるものとする。
- 第2 厚生労働大臣の調査等
- 1 厚生労働大臣は、第1節第2の1(4)口若しくはハ又は第7節第1の2(1)の規定に基づき研究責任者から報告を受けた場合には、必要に応じ、遺伝子治療等臨床研究に關して意見を述べるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、第1の1又は第2の規定に基づき意見を述べるときその他の必要があると認めるときは、研究機関の長に対し第1節第5の3(2)に定める書類その他の必要な資料の提出を求めるとともに、当該研究機関の長の承諾を得て当該研究機関の調査その他必要な調査を行うものとする。

第6節 個人情報及び医療情報の保護に関する基本的責務

第1 個人情報の保護

研究者及び研究機関の長は、遺伝子治療等臨床研究における個人情報及び医療情報の取扱いに関する法律(平成15年法律第59号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)、地方公共団体が制定する条例等の定めるところによらなければならぬ。

2 適正な取得等

(1) 研究者は、遺伝子治療等臨床研究の実施に当たって、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(2) 研究者は、原則としてあらかじめ被験者等から同意を受けている範囲を超えて、遺伝子治療等臨床研究の実施に伴つて取得された個人情報を取り扱つてはならない。

第2 安全管理

1 適正な取扱い

(1) 研究者は、遺伝子治療等臨床研究の実施に伴つて取得された個人情報であつて当該研究者の所属する研究機関が保有しているもの(委託して保管する場合を含む。以下「保有する個人情報」という。)について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため、適切に取り扱わなければならない。

(2) 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施に際して、保有する個人情報が適切に取り扱われるよう、研究機関の長と協力しつつ、当該保有する個人情報を取り扱う他の研究者に対して、必要な指導・管理を行わなければならない。

2 安全管理のための体制整備、監督等

(1) 研究機関の長は、遺伝子治療等臨床研究の実施に際して、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(2) 研究機関の長は、当該研究機関において遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる研究者に保有する個人情報を取り扱わせようとする場合には、その安全管理に必要な体制及び規程を整備するとともに、研究者に対して、保有する個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3 保有する個人情報の開示等

1 保有する個人情報に関する事項の公表等

(1) 研究機関の長は、被験者等に係る個人情報に関し、第4節第1の規定により、被験者等に説明し、又は個人情報の取扱いを含む遺伝子治療等臨床研究の実施についての情報を被験者等に通知し、若しくは公開している場合を除き、保有する個人情報に関し、次に掲げる事項について、当該保有する個人情報をによって識別される特定の個人(以下「本人」という。)又はその代理人(以下「本人等」という。)が容易に知り得る状態(本人等の求めに応じて通常なく回答できる場合を含む。以下同じ。)に置かなければならぬ。

イ 研究機関の名称及び研究機関の長の氏名
ロ 保有する個人情報の利用目的について、遺伝子治療等臨床研究に用いられる情報について、遺伝子治療等臨床研究に用いられる旨(他の研究機関に提供される場合にあっては、その旨を含む。)、遺伝子治療等臨床研究に用いられない情報について、その用途(ハ (2)又は(1)、(3)若しくは(4)の規定による求め(以下「開示等の求め」という。)に応じる手続(2)(2)の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
ニ 保有する個人情報の取扱いに関する相談等の窓口

(2) 研究機関の長は、遺伝子治療等臨床研究の実施に際して、本人等から、保有する個人情報のうちその本人を識別することができるものについて、開示(保有する個人情報をその本人が識別されるものが存在しない場合に、その旨を通知することを含む。以下同じ。)を求める場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、請求者に対し、通常なく、該当する個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。
イ 被験者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
ロ 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
ハ 法令に違反することとなるとき。

(3) 研究機関の長は、(2)の規定による利用目的の通知又は(1)の規定による開示を求められたときは、その措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。この場合において、当該手数料の額は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内で定めなければならない。

(4) 研究機関の長は、本人等から、保有する個人情報をその本人を識別することができるものについて、その内容が事実でないという理由によって、当該内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、当該内容の訂正等に関する法令の規定により特別の手續が定められているときを除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、通常なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該内容の訂正等を行わなければならぬ。

(4) 研究機関の長は、遺伝子治療等臨床研究の実施に際して、本人等から、保有する個人情報をその本人を識別することができるものについて、第1の2(1)の規定に反して取得され、又は第1の2(2)の規定に反して取り扱われているといふ理由によって、該当する個人情報の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合であつて、その求めが適正と認められるときは、当該規定に反していることを是正するために必要な程度で、通常なく、当該個人情報の利用停止等を行わなければならぬ。ただし、当該個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、当該本人の権利利益を保護するため必要なごとに代わるべき措置を探るときは、この限りでない。

(5) 研究機関の長は、(1)の規定により求められた措置の全部若しくは一部について当該措置を採らないこととした場合又は(3)若しくは(4)の規定により求められた措置の全部若しくは一部について当該措置を採った場合若しくは採らないこととした場合には、請求者に対し、通常なく、その旨(訂正等を行つた場合には、その内容を含む。)を通知しなければならない。

- (6) 研究機関の長は、(1), (3)又は(4)の規定により本人等から求められた措置の全部又は一部について、当該苦痛を採らない旨又は当該措置と異なる措置を探る旨を通知する場合には、請求者に対し、その理由を説明し、その理解を得るよう努めなければならない。
- (7) 研究機関の長は、遺伝子治療等臨床研究の実施に際して、本人等から、特定の個人を識別することができる試料・情報が第4節第1の11)の規定に反して他の研究機関に提供されているといふ理由によって、当該提供の停止を求められた場合であって、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該提供を停止しなければならない。ただし、当該試料・情報の他の研究機関への提供を停止する事が困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を探るときは、この限りでない。
- (8) 研究機関の長は、(7)の規定により提供の停止を求められた特定の個人を識別することができる試料・情報が第4節第1の11)の規定に反して他の研究機関に提供された場合には、請求者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならず、また、他の研究機関への提供を停止しない旨又は他の研究機関への提供の停止と異なる措置を探る旨を通知する場合には、請求者に対し、その理由を説明し、その理解を得ることが止しないこととした場合には、請求者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならず、また、他の研究機関への提供を停止しない場合は、この限りでない。
- (9) 研究機関の長は、開示等の求めに応じる手続として、次に掲げる事項を定めることができる。ただし、この場合においては、研究機関の長は、当該手続が本人等に過重な負担を課るものとならないよう配慮しなければならない。
- イ 開示等の求めの申出先
- ロ 開示等の求めに際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- ハ 開示等の求めをする者が本人等であることの確認の方法
- 二 (2)の規定により手数料の額を定めた場合には、その手数料の徴収方法
- (10) 研究機関の長は、本人等が(9)の規定により定める手続によらずに開示等の求めを行ったときは、請求者に対し、当該開示等に応じることが困難である旨を通知することができる。
- (11) 研究機関の長は、本人等が開示等の求めが本件に付随する個人情報を特定する事項の提示を求める事項に対し、その対象となる保有する個人情報を特定するための提示を求める事項に対し、ただし、この場合においては、研究機関の長は、当該求めが請求者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
- イ 匿名加工情報の取扱い
- 1 研究者等（個人情報の保護に関する法律の適用を受ける大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者であつて、その個人情報又は匿名加工情報を取り扱う目的の全部又は一部が学術研究の用に供することである者に限る。以下第4において同じ。）は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等（匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）を構成するものに限る。以下第4において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするためには必要な基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 研究者等は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに1の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして定められる基準に従い、これら的情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 研究者等は、匿名加工情報を他の研究機関に提供するときは、あらかじめ、他の研究機関の項目を公表しなければならない。
- 4 研究者等は、匿名加工情報を公表するとともに、当該他の研究機関に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 5 研究者等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 研究者等は、匿名加工情報を作成し、又は匿名加工情報の提供を受けたときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第7節 重篤な有害事象への対応

第1 研究者の対応

- 1 研究者は、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

2 研究責任者の対応

- 1) 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、その旨を研究機関の長及び総括責任者に報告するとともに、(2)の規定による手順書等に従い、適切な対応を図らなければならず、また、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる研究者に対して、速やかに当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。この場合において、研究責任者は、当該有害事象について、倫理審査委員会に意見を求め、必要な措置を講じるとともに、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2) 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、重篤な有害事象が発生した際に研究者が実施すべき事項に関する手順書を作成し、当該手順書に従って適正かつ円滑に対応が行われれるよう必要な措置を講じなければならない。

3 総括責任者の対応

- 総括責任者は、(2)の規定により報告を受けた場合は、自らが所属する研究機関の長及び他の研究機関の研究責任者に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

4 研究機関の長の対応

- 研究機関の長は、研究責任者が重篤な有害事象に關し倫理審査委員会に意見を求める前に、

5 必要に応じ、研究責任者に対し、遺伝子治療等臨床研究の中止又は暫定的な措置を講じるよう、指示することができる。

第8節 遺伝子治療等臨床研究の信頼性確保

第1 研究者による利益相反の管理

- 1 研究者は、遺伝子治療等臨床研究を実施するときは、個人の収益等、当該遺伝子治療等臨床研究に係る利益相反に關する状況を研究責任者に報告し、その透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

2 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究を実施するときは、当該遺伝子治療等臨床研究に係る利益相反に關する状況を把握し、研究計画書に記載しなければならない。

- 3 研究責任者は、2の規定により研究計画書に記載された利益相反に關する状況を、第4節第1に規定するインフォームド・コンセントを受ける手続において被験者等に説明しなければならない。

第2 試料及び情報等の保管

- 1 研究者は、遺伝子治療等臨床研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料（試料・情報の提供に関する記録を含む。以下「情報等」という。）の正確性を確保しなければならない。

- 2 研究責任者は、被験者等から取得した試料及び情報等を保管するときは、4の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載することも、情報等の正確性が確保されるよう研究者を指導・管理し、被験者等から取得した試料及び情報等の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行わなければならない。
- 3 研究責任者は、共同研究機関の研究責任者に対し試料及び情報等を提供する場合には、個人情報の保護の観点から、匿名化するための措置を採るよう努めなければならない。
- 4 研究機関の長は、被験者等から取得された試料及び情報等の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、当該研究機関が実施する遺伝子治療等臨床研究に関する被験者等から取得された試料及び情報等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。
- 5 研究責任者は、4の規定による手順書に従って、2の規定による管理の状況を研究機関の長に報告しなければならない。
- 6 研究責任者は、被験者等が将来新たに病原体に感染した場合等に、その原因が遺伝子治療等臨床研究に起因するかどうかを明らかにするため、最終産物を一定期間保管するとともに、当該被験者に最終産物を投与する前後の血清等の試料及び情報等（対応表を含む）について総括報告書を研究機関の長及び総括責任者に提出した日から起算して10年を経過する日までの間、他の研究機関に提供した試料・情報について提供した日から起算して3年を経過する日までの間、他の研究機関から提供を受けた試料・情報について遺伝子治療等臨床研究終了を報告した日から起算して5年を経過する日までの間、保存するものとする。この場合において、研究機関の長は、当該期間、最終産物等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。
- 7 研究機関の長は、試料又は情報等を廃棄する場合には、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置が講じられるよう必要な監督を行わなければならない。
- 第3章 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の信頼性を確保するため、研究機関の長の許可を得た研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び監査
- 1 研究責任者は、モニタリング及び監査に従事する者及び監査を実施しなければならない。
- 2 研究責任者は、モニタリング及び監査に従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなければならない。
- 3 研究責任者は、監査の対象となる遺伝子治療等臨床研究に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に監査を行わせてはならない。
- 4 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならず、また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び研究機関の長に報告しなければならない。
- 5 モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなつた後も、同様とする。
- 6 研究機関の長は、1の規定によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

第9章 総則

第1節 普及啓発

- 研究者は、あらゆる機会を利用して、遺伝子治療等臨床研究に関する普及啓発に努めるものとする。
- 第3章 臨床研究法に定める臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究に關し遵守すべき事項等について、臨床研究法の規定によるほか、この章に定めるところによる。
- 第1節 研究機関の長の責務
- 1 研究責任者から遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書の変更（軽微な変更を除く。）の許可を求められたときは、倫理審査委員会の述べた意見を参考に当該許可又は不許可その他遺伝子治療等臨床研究に關し必要な措置について決定すること。

- 2 研究責任者から遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書の重大な変更の許可を求められたときは、1の規定に基づき当該許可又は不許可その他遺伝子治療等臨床研究に關し必要な措置について決定するに当たって、倫理審査委員会の述べた意見を参考に、研究計画書及び次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、その意見を求ること。
- (1) 研究者の歴歴及び研究業績
 - (2) 研究機関の施設設備の状況
 - (3) 遺伝子治療等臨床研究に関する有効性を示唆する試験の結果及び安全性に関する研究の成果
 - (4) 実施しようとする遺伝子治療等臨床研究に関する国内外の研究状況（当該遺伝子治療等臨床研究を実施しようとしている研究者が自ら所属する研究機関において既に実施したもの）を除く。）
 - (5) 倫理審査委員会における審査の過程及び結果
 - (6) インフォームド・コンセントにおける説明及び同意に関する文書の様式
 - (7) その他必要な事項
- 第2章 研究計画書に関する手続
- 1 研究機関の長による許可
- 研究機関の長は、倫理審査委員会及び厚生労働大臣の意見を尊重し、遺伝子治療等臨床研究の実施（研究計画書を変更（軽微な変更を除く。）する場合を含む。以下1において同じ。）の許可又は不許可その他遺伝子治療等臨床研究に關し必要な措置を決定しなければならない。この場合において、当該研究機関の長は、倫理審査委員会又は厚生労働大臣が遺伝子治療等臨床研究の実施について不適当である旨の意見を述べたときは、当該遺伝子治療等臨床研究の実施を許可してはならない。
- 2 研究中の手続
- (1) 研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、遺伝子治療等臨床研究の進捗状況、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に伴う有害事象の発生状況等を、研究機関の長及び総括責任者に文書で報告するとともに、倫理審査委員会に意見を求めるなければならない。この場合において、進捗状況に關しては、少なくとも毎年1回以上、報告するものとする。
 - (2) 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施に伴う有害事象の発生状況等について、被験者に対して適切な対応をとらなければならない。この場合において、当該研究責任者は、倫理審査委員会に意見を求める、その意見を尊重し、有害事象の発生状況、改善事項等に關して必要な措置を講じるとともに、厚生労働大臣に對し報告を行わなければならない。
- 3 研究計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 導入する遺伝子に關し次に掲げる事項
 - (1) 開発の経緯
 - (2) 遺伝子の機能及び構造
 - (3) 遺伝子の導入方法
 - (4) 被験者に投与する最終産物の組成
 - 2 遺伝子の変更に用いるタンパク質、核酸等に關し次に掲げる事項
 - (1) 開発の経緯
 - (2) タンパク質、核酸等の機能及び構造
 - (3) 遺伝子の変更方法
 - (4) 被験者に投与する最終産物の組成
 - 3 特性解析及び品質試験の結果
 - 4 被験者への投与に用いられる特殊な機器及び医療材料

第4 倫理審査委員会の設置等

倫理審査委員会の設置者は、遺伝子治療等臨床研究の審査に用いた資料を、当該遺伝子治療等臨床研究の終了について報告された日から起算して10年を経過する日までの間、適切に保管しなければならない。

第5 インフォームド・コンセントを受ける手続等

1 外国にある者に試料・情報を提供する場合（当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に委託する場合を含む。）は、当該外国にある者が個人情報の保護に関する法律施行規則に定めた国にあるとき又は同規則に定める基準に適合に適合に適合を認めなければならない。ただし、被験者等の適切な同意を受けなければならぬ。たゞ、被験者等の適切な同意を受けることが困難な場合であつて次のいずれかに該当するときは、当該同意の有無にかかわらず、当該試料・情報を外国にある者に提供することができる。

- (1) 当該試料・情報が次のいずれかに該当すること。
- (2) 署名化されているもの（特定の個人を識別することができないものに限る。）であること。
- (3) 匿名加工情報であること。
- (4) 試料・情報の利用目的、利用者の範囲及び利用方法（外国にある者に提供する方法を含む。）

(1) 提供する試料・情報の項目

試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

(1)に該当しない場合であつて、学術研究の用に供するときその他の当該試料・情報を提供することに特段の理由があるときは、次に掲げる全ての事項を被験者等に通知し、又は公開しているときは、匿名化されているもの（いずれの被験者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限る。）であること。

- (1) 試料・情報の利用目的、利用者の範囲及び利用方法（外国にある者に提供する方法を含む。）
- (2) 提供する試料・情報の項目
- (3) ハ 学術研究の用に供する場合その他の当該試料・情報を提供することに特段の理由がある場合であつて、次に掲げる全ての事項を被験者等に通知し、又は公開しているときは、匿名化されているもの（いずれの被験者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限る。）であること。
- (4) ハ 学術研究の用に供する場合その他の当該試料・情報を提供することに特段の理由がある場合であつて、次に掲げる全ての事項を被験者等に通知し、又は公開しているときは、匿名化されているもの（いずれの被験者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限る。）であること。

(2) 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

ハ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

二 被験者又はその代理人の求めに応じて、被験者が識別される試料・情報の提供を停止する旨

ホ 二の被験者又はその代理人の求めを受け付ける方法

二 研究者等は、外國にある者に試料・情報を提供したときは、当該試料・情報の提供の停止する旨の記録を作成しなければならない。この場合において、研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該試料・情報の提供をした日から起算して3年を経過する日までの間、保管しなければならない。

第6 厚生労働大臣の意見

1 厚生労働大臣は、研究機関の長の求めに応じ、あらかじめ遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書の重大な変更に申し意見を述べるものとする。

2 厚生労働大臣は、遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書の重大な変更について意見を求める場合において、複数の有識者の意見を踏まえ、当該遺伝子治療等臨床研究が次に示すに該当すると判断したときは、当該遺伝子治療等臨床研究の医療上の有用性及び倫理性について厚生科学審議会に意見を求めるものとする。

(1) 遺伝子を細胞内に導入する際に用いられる組換え遺伝子等であつて新規のもの又は遺伝

子の新規の投与方法を用いでいること。

(2) 遺伝子の改変に用いられるタンパク質、核酸等であつて新規のもの又は遺伝子の新規の改変方法を用いでいること。

(3) 他の遺伝子治療等臨床研究において対象とされたことのない疾病が対象疾患であること。

4 新規の遺伝子治療等の方法を用いでいること（(1)から(3)までのいずれかに該当するものと除く。）

(5) その他厚生科学審議会に意見を求めることが必要と認められる事項を含んでいること。

1 厚生労働大臣は、2の規定により厚生科学審議会に意見を求める必要がないと判断したときは、意見を求められた日から起算して30日以内に、当該遺伝子治療等臨床研究の実施又は研究計画書の重大な変更に關し意見を述べるものとする。

第7 厚生労働大臣は、第9の規定に基づき研究責任者から報告を受けた場合には、必要に応じ、遺伝子治療等臨床研究に關して意見を述べるものとする。

第8 厚生労働大臣は、第6の1又は第7の規定に基づき意見を述べるときその他の必要があると認めるときは、研究機関の長に対し第1の2に定める書類その他の必要な資料の提出を求めるとともに、当該研究機関の調査等に係る厚生労働大臣の意見

1 厚生労働大臣は、第9の規定に基づき研究責任者から報告を受けた場合には、必要に応じ、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、2(2)の規定による手順書等に従い、被験者等への説明等、必要な措置を講じるとともに、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

2 研究責任者の対応

1 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、その旨を研究機関の長及び総括責任者に報告するとともに、(2)の規定による手順書等に従い、適切な対応を因らなければならず、また、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる研究者に対して、速やかに当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。この場合において、研究責任者は、当該有害事象について、倫理審査委員会に意見を求める前に、必要な措置を講じるとともに、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、重篤な有害事象が発生した際に研究者が実施すべき事項に関する手順書を作成し、当該手順書に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

3 総括責任者の対応

1 総括責任者は、2(1)の規定により報告を受けた場合は、自らが所属する研究機関の長及び他の研究機関の研究責任者に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

4 研究機関の長の対応

1 研究機関の長は、研究責任者が重篤な有害事象に關し倫理審査委員会に意見を求める前に、必要に応じ、研究責任者に対し、遺伝子治療等臨床研究の中止又は暫定的な措置を講じるよう、指示することができる。

第10 試料及び情報等の保管

研究責任者は、被験者が将来新たに病原体に感染した場合等に、その原因が遺伝子治療等臨床研究に起因するかどうかに於けるため、最終産物を一定期間保管するとともに、当該被験者に最終産物を投与する前後の血清等の試料及び情報等について、総括報告書を研究機関の長及び総括責任者に提出した日から起算して10年を経過する日までの間、保存するものとする。この場合において、研究機関の長は、当該期間、最終産物等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。

1 普及啓発

研究者は、あらゆる機会を利用して、遺伝子治療等臨床研究に關する普及啓発に努めるものとする。

